

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業者が \_\_\_\_\_ 様に説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要（愛媛県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）

事業所名称	ひだまり調剤薬局 本店	ひだまり調剤薬局
事業者の所在地	松山市清水町3丁目155番地6 1階	松山市高岡町628番地1
指定番号	愛媛県指定 3840144970 号	愛媛県指定 3840143923 号
代表者名	D サポート株式会社 代表取締役 矢野貴裕	D サポート株式会社 代表取締役 矢野貴裕
電話番号	089-995-8845	089-968-8711

## 2. 事業の目的と運営方針

### 事業の目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認められた利用者に対し、ひだまり調剤薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。

### 運営の方針

- ①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に関連係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすこととはいたしません。

## 3. 提供するサービス

当事業者がご提供するサービスは以下の通りです。

### 《居宅療養管理指導等サービス》

①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調剤するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

②サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

## 4. 職員等の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

- 1) 従業者の職種
- 2) 員数
- 3) 通常の勤務体制

## ①居宅療養管理指導サービス費として

（ア） 単一建物居住者1人に対して行う場合 518円

（イ） 単一建物居住者2人以上9以下に対し行う場合 379円

（ウ） （ア）及び（イ）以外の場合 342円

（エ） 情報通信機器を用いた服薬指導の場合 46円

算定する日の間隔は6日以上、かつ月4回を限度として算定できる。ただし、中心静脈栄養法の患者、注射による麻酔投与が必要な患者及び末期の悪性腫瘍の患者については、週2回月8回まで算定できる。

## ②麻酔等の特別な薬剤が使用されている場合

・麻酔管理指導加算として1回当たり100円加算します（①に加算）。

## ③医療用麻酔持続注射療法を行っている場合

・医療用麻酔持続注射療法加算として1回当たり250円加算します（①に加算）。

## ④在宅中心静脈栄養法を行っている場合

・在宅中心静脈栄養法加算として1回当たり150円加算します（①に加算）。

\*上記の他、健康保険法等に基づき、薬代や薬剤の調剤に係わる費用の1部及び容器代をご負担いただく場合もございます。

\*上記の利用料等は厚生労働省告示第124号に基づき算定しております。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定します。

\*居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費に係るサービス利用料は同じです。

## 9. 事故発生時の対応、損害賠償について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、市町村、利用者の家族、主治医、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

## 10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

②虐待防止に関する指針を整備しています。

③成年後見制度の利用を支援します。

④従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

⑤サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村・関係機関に通報します。

## 11. 業務継続計画の策定等

当事業者は、感染症や非常災害の発生等において、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

## ひだまり調剤薬局 本店

- 1) 薬剤師
  - 2) 常勤者1名 非常勤者2名
  - 3) 勤務時間=8:00~16:30 (月~金)  
9:00~12:00 (土)
- (常勤者:月~土のうち週40時間)

## ひだまり調剤薬局

- 1) 薬剤師
  - 2) 常勤者2名 非常勤者2名
  - 3) 勤務時間=9:00~18:00 (月~金)  
9:00~13:00 (土)
- (常勤者:月~土のうち週40時間)

## 5. 担当薬剤師

《担当薬剤師は以下の通りです》

担当薬剤師:①ひだまり調剤薬局 本店 河野 真実子、岩田友美

②ひだまり調剤薬局 河野 覚治郎、河野真実子、高浪結衣

責任者:河野覚治郎 (ひだまり調剤薬局・松山市高岡町628番地1)

①担当薬剤師は、常に身分証を携帯しておりますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。

②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

③当事業所は担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)

## 6. 営業日時

当事業所の営業時日は、次の通りです。

①営業日 月曜日から土曜日まで。但し、国民の祝祭日及び、年末年始(1月1日~1月3日)とお盆(8月15日)を除きます。

### ②営業時間

ひだまり調剤薬局 本店 月曜日~金曜日) 8:00~16:30 土曜日) 9:00~12:00

ひだまり調剤薬局 月曜日~金曜日) 9:00~18:00 土曜日) 9:00~13:00

※両店舗とも時間外は緊急電話に転送

## 7. 緊急時の対応等

①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。

②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

## 8. 利用料

《サービスの利用料は、以下の通りです》

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています(一部負担の場合)

## 12. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、下記までご連絡ください。

①連絡先:ひだまり調剤薬局

②電話番号:089-968-8711

③担当者名:河野覚治郎

令和 年 月 日

(乙)当事業者は、甲1に対する居宅療養管理指導等サービスの提供に当たり、□甲1、□甲2に対して、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

(甲)私は、重要事項等説明書に基づき、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1)利用者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記署名は、氏名: \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_) が代行しました。

(甲2)利用者の家族または代理人

住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## (乙)居宅療養管理指導サービス事業者

またる事業所所在地 ひだまり調剤薬局 本店 松山市清水町3丁目155番地6 1階

ひだまり調剤薬局 松山市高岡町628番地1

事業者(法人)名 D|サポート株式会社 印

代表者名 代表取締役 矢野貴裕

事業所名 ひだまり調剤薬局 本店、ひだまり調剤薬局

責任者 ひだまり調剤薬局 本店

氏名 河野真実子 印

責任者 ひだまり調剤薬局

氏名 河野覚治郎 印

説明者

氏名 河野覚治郎 印

個人情報提供及び処方箋等の取り扱いに関して □同意する □同意しない